

令和6年度 大規模園芸経営体育成事業 募集要領

募集期間：令和6年4月10日（木）から4月26日（金）まで

事業に関する要綱・要領、各種申請様式等は、宮城県農政部園芸推進課の下記ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/>

第1 事業の目的

本事業は、「宮城の将来ビジョン」及び「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げる園芸産出額（目標）の達成に向け、販売額の拡大に寄与する施設及び機械等の整備に関する事業計画の認定を受けた農業法人が行う事業の経費について、みやぎ発展税を活用して補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することで、将来にわたり、本県園芸生産の主要な担い手となる年間販売額1億円を超える大規模園芸経営体を育成するために実施するものです。

第2 事業対象者

県内で園芸生産を行っており、大規模園芸経営を目指す農業法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社又は農事組合法人）。

※事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前に登記完了していること。交付決定前に事前着手する場合は着手前に登記完了していること。

※農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。

第3 募集期間

令和6年4月10日（木）から4月26日（金）まで（各地方振興事務所必着）

第4 事業実施計画の要件

- 1 事業導入年の過去3か年の年間販売額（売上高）が1億円未満であること。
- 2 事業導入後、目標年次の年間販売額（売上高）が1億円を上回り、かつ取組期間内に3千万円の売上高の増加が見込まれること。
- 3 雇用者が1名以上増加すること。
- 4 事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）に掲げる重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）とする。

第5 補助対象の内容

- 1 補助対象経費：知事の認定を受けた大規模園芸経営体育成事業実施計画の実現に必要な先進的な施設及び機械等の整備又は取得に要する経費
- 2 補助率：補助対象経費の1/2以内（補助金限度額6千万円）
- 3 採択予定件数：2件程度
- 4 事業期間：交付決定日（令和6年7月上旬頃）から令和7年3月まで（令和6年度内完了）

第6 事業実施計画作成の注意点

本事業は、「富県宮城の実現」の成果を県内各地域で享受できるように、技術高度化等による農業生産の増大と雇用創出を目的としております。施設及び機械等の整備又は取得による生産規模の拡大等にあたっては、十分な事業計画の策定が重要となりますので、事業の実施を希望する事業者の方々には、早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部等へ相談いただくとともに、計画作成に向けた指導・助言を受けた上で計画を作成いただくようお願いします。

第7 申請方法

1 申請先

本事業の実施を希望する農業法人は、事業実施計画を作成の上、本店等の所在地を所管する県地方振興事務所（農業振興部）に申請してください。

なお、事業実施計画の作成にあたっては、早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部等へ相談いただくとともに、助言・指導を受け、十分に検討した上で作成願います。

2 提出書類

実施計画承認申請書（別記様式第1号）のほか、申請に必要な書類は下記のとおりですが、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出書類等は返却致しません。

- (1) 大規模園芸経営体育成事業実施計画書（別紙1）
- (2) 法人定款、登記簿謄本、決算書（3か年）の写し
- (3) 図面・配置図
- (4) 事業箇所の位置図
- (5) 仕様書及び実施設計書（別紙2）
- (6) 納税証明書
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (8) 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（別紙4）
- (9) BCP（事業継続計画）を示す書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

3 提出部数

2部（正本1部、写し1部）

第8 事業計画の審査及び認定

1 事業審査

募集終了後に、外部委員による事業審査会を開催します。事業審査会では、事業実施計画の妥当性や事業の成長性、事業の目標、生産販売計画や収支・資金計画の妥当性、経営体の財務状況等について審査を行い、認定する事業実施計画を決定します。

なお、事業審査会において、申請者には事業実施計画に基づき15分間程度の説明をしていただきます。

2 予備審査

申請された事業実施計画について、事前に予備審査を行い、総合的な知見から事業審査会で審査する事業実施計画を決定する場合があります。（事業審査会に進めない場合があります。）

3 認定結果の通知

事業実施計画の認定結果については、後日、園芸推進課から申請者宛て通知いたします。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられません。

第9 補助事業の実施

1 補助金交付申請等

事業実施計画の認定を受けた者は、大規模園芸経営体育成事業補助金の交付を受けることができます。交付申請及びその後の手続きについては、認定者に対して別途お知らせします。

2 公表

採択となった場合には、法人名、テーマ、事業内容、補助金対象額等の情報を公表します。

3 補助事業期間

令和6年度内に完了する必要があるため、事業実施主体における事業期間は、交付決定日から令和7年2月末までを目安とします。

事業の着手（施設及び機械等の入札を含む）は、原則として、補助金の交付決定後に行うことになります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を提出してください。

この場合、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等については、自らが負担することになりますので御承知ください。

4 補助金の支払い

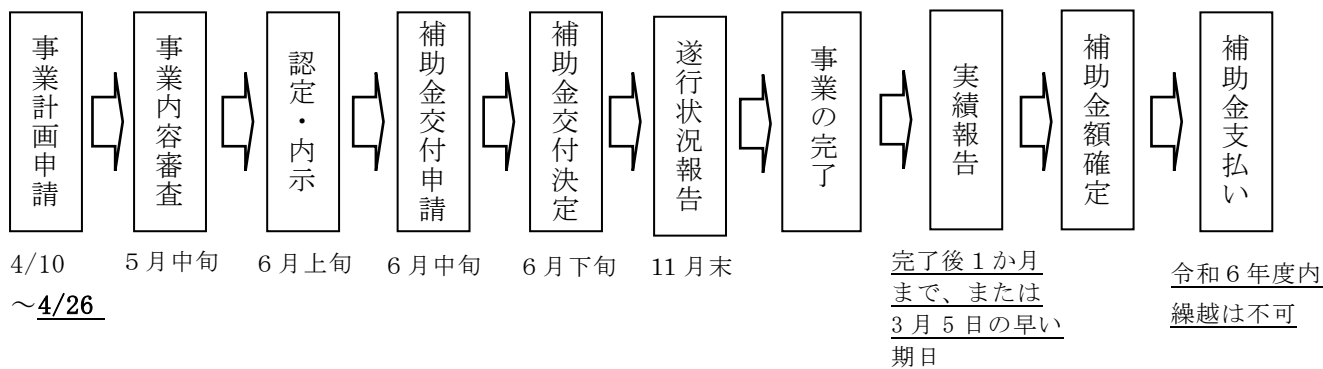
原則として補助金の支払いは、補助事業の完了後、補助金の額の確定をした後に精算払いとなります。

5 状況報告

事業実施後3年間、運営状況を報告いただきます。

（計画目標未達成の場合は3年後以降も継続して報告いただきます。）

第10 事業実施スケジュール（予定）



問い合わせ先：

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0224-53-3289	FAX0224-53-3138
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL022-275-9250	FAX022-275-0296
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0229-91-0717	FAX0229-23-0910
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0225-95-7809	FAX0225-95-2999
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0226-24-2534	FAX0226-22-1606
農政部園芸推進課先進的園芸推進班	TEL022-211-2723	FAX022-211-2849